

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2007 SUMMER NEWS



Keisuke Obba

夏の暑い日...
4つの空間(上から)日中、さわやかな朝、夕暮、夜を
色と形で表現、イメージしてみました。

ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介



弁護士
稲村 晴夫

Heiro Inamura

暑中お見舞い申し上げます。

地球温暖化が問題となっているなか、今年も暑い夏となりそうですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当事務所は弁護士・事務局員ともに全員元気にすこしております。

私達は地域の市民や企業から依頼される様々な紛争の解決に努めるとともに、大型集団訴訟（C型肝炎・有明海・残留孤児・中国人強制連行）にも取り組んでいます。またサラ金相手の破産・負債整理・過払金の取戻事件もなかなか減りません。

先日、「一瞬の風になれ」という小説を読みました。高二の息子に読ませようと思って買ったのですが、自分でも読んでみたところ、面白くて一気に読んでしまいました。

中学時代にわか陸上選手となって、郡の大会の100m走と400mリレーに出たこと、100m走の決勝ではビリとなりショックを受けたこと、400mリレーでは失敗して体育教師にこづかれたことをなつかしく思い出しました。当事務所も、この小説に出てくる高校生のように目標に向かって一歩ずつ前進してゆきたいと思っております。

皆様のご支援をよろしくお願い致します。

寄稿



ちくしの人達

九州国立博物館館長
三輪 嘉六六さん

2005年10月太宰府市にオープンした九州国立博物館の初代館長として、地域と共存し、人々に心の豊かさを提供する博物館（メリ）に取り組んでいらっしゃる三輪嘉六様から玉稿をお寄せいただきました。

ちくしの地は、古代大宰府の故地であるだけに、その栄華を支えていた人達に思いを及ぼすことが

と言えることは万葉歌に歌われた防人はもちろん、今に見る雄大な太宰府史跡群を築き上げた黒衣の人達が、「貧窮問答」に歌われていると思えてならない。

ある。この地の辺りの様相に触れた古代の有名な記述がある。「風雑之 雨降る夜の 雨雑之 雪降る夜は 術もなく寒しくあれば 堅塩を 取りつづしろい 糟湯酒 うち暖ろいて 咳かい… 欺くばかり 術なきものか 世間の道。」山上憶良の「貧窮問答」の一部である。市井の人々の生活の貧しさを歌っていて、憶良が自分のことをうたった歌ではない。これを著したとき、憶良は筑前守に命ぜられていて、大宰府の師であった大伴旅人らと歌会を催し、時には酒宴を開いていたらしい。国司に相応しい生活しながら、彼は住民の貧困さをつぶさに見、自分のことのように感じたわけである。憶良の歌った場は将に太宰府の地であり、その地に生活の縁をもったちくしの人々の有り様を歌った。舞台はおそらく現在のちくし地区一帯であろう。

ここでは昭和50年以降相当な規模の発掘調査が行われ、奈良時代の集落跡も数多く発見されているが、この「貧窮問答」歌でいう貧しさを遺構や遺物のうえからは、なかなか明らかにするところまでには到っていない。た

そんな視点で、8世紀〜10世紀の集落跡を眺めてみると、南に向かうほどに集落規模が整う。飛行場のある板付付近は湿地地帯、つまり博多湾からの延長線上にある低地であり、集落としては居住性に優れた場所とは言い難かったようで、水城から南にかけて、次第に集落地が形成されたようである。それにしても、政庁前に広がる条坊内では本格的な集落跡は検出されておらず、むしろ周辺一帯の台地上に集落としての体裁が整っている。ここでは住居跡のほか、高床の倉庫跡と見てよい遺構も知られている。集落に倉庫がある景色、それは豊かさを表していることになるであろう。となると憶良が歌った内容とは矛盾が多い。そうした整理を進めていくと、大宰府と条坊内の集落は考古学的な知見を頼ると内容的に貧しい集落遺跡の様相を伝えているようだ。

朝夕の通勤に条坊の内を通る西鉄太宰府線を利用し、そんなことを想像しながら電車に揺られているが、今は豊かさを想像できる住宅地が連なっている。そして、この地でお世話になっている九州国立博物館は地域と共存する博物館を目指しているだけに、古代とは逆に地域の人達に心の豊かさを提供できる場であればと、念じている。



弁護士 浦田 秀徳
Hiroyuki Umeta

筑紫野市の「心配ごと相談」をご存知ですか。相談員のみなさんと学習会をおこなっています(年6回)。心配ごとのなかには、法的な心配ごとも多いからです。「地域に奉仕したい」という相談員のみなさんの心意気には、いつも頭が下がります。福祉事務所の職員との勉強会がご縁でした。いつのまにやら15年以上続いています。ふり返れば、人生の先輩にあたる相談員の方々に多くのことを教えていただきました。



弁護士 吉野隆二郎
Ryuzo Yoshino

日弁連の公害環境委員会の委員となって4年目になりますが、この6月から同委員会の水部会の部長になりました。河川やダムなどの水に関する環境問題について、研究を深めていきたいと思えます。水関係の問題と言えば、諫早湾干拓事業の問題も取り組みだしてから丸5年になろうとしています。現在、佐賀地裁では漁業者の原告の本人尋問が5月から1回行われていますし、長崎地裁の干拓農地に対する長崎県の公金を差止める裁判も結審間近というこの夏は正念場にあります。

交通事故の後遺症を正しく認定してほしい!!



弁護士 田中 謙二
Kenji Tanaka

交通事故にあつてケガをした…。相手方の運転手はこんなことをいうかもしれません。「うちには対人無制限の任意保険に入っていますからご安心下さい。あとはうちの保険屋さんがやってくれますから」…。でも本当に大丈夫？

問題が大きいのは、事故のケガで後遺症が残ってしまったときです。「元の健康な体に戻して」という被害者の思いには、残念ながら、後遺症を負ったことによる労働能力の低下や精神的な苦痛に対する金銭賠償という形でしか応えることができません。

この金銭賠償の算定で重要な要素になるのが「後遺障害等級」です。後遺障害等級は、後遺症の重さに応じて1級から14級に分類したもので、最も重いものが1級、最も軽いものが14級となっています。たとえば、後遺症を負ったことによる精神的な苦痛に対する慰謝料だけを取り上げても、後遺障害等級1級でおおよそ2800万円、14級でおおよそ110万円が裁判での解決基準額とされていて、後遺障害等級によって金額に大きな差が生じます。

後遺障害等級は自賠責保険損害調査事務所などで認定されるのですが、そこで認定された等級が実態よりも低いものとなっている(後遺症を軽くしか認めてもらえない)場合も少なくありません。「後遺症でこんなにも苦しんでいるの

に、なぜこれを認めてもらえないの？」と被害者が訴えても、保険会社は「認定がそうになっている以上、これに従うしかありません」という姿勢です。

そのような場合には、裁判による解決もあります。裁判官に「この被害者の後遺症は1級に相当する」と認めてもらうというやり方です。たとえば、当事務所の取扱事件で本年に解決となった交通事故裁判の中にも、①それまで9級の後遺症しか認められていなかった被害者が、裁判において2級と認められた事例(後遺症慰謝料ベースで約3倍の増額)②それまでに14級の後遺症しか認められていなかった被害者が、裁判において9級と認められた事例(後遺症慰謝料ベースで約6倍の増額)などがあります。すべての事案でここまで上手くいくわけではありませんが、弁護士が、事故後のカルテなどを詳細に検討して、裁判官に被害者の症状を医学的かつ法的に説明していけば、このような解決を引き出せることもあるのです。私は②の事件を担当しましたが、「私の後遺症の実態を正しく認めてほしい」という被害者の思いを裁判の場で実現できたことに安堵の思いでした。

さて、これまでにいろいろと書いてきました。が、交通事故には遭わないのが一番です。皆様、交通事故にはくれぐれもご注意ください。思えば、私も考え事をしながら周りをよく見ずに歩いているようでして、気がついたら水たまりにハマっているという事態もしばしば…。これはもしかして、あぶない歩行者? 要反省。これからは周囲をよく見て歩くことを誓います!



弁護士 迫田 登紀子
Yukiko Tsukagawa

20年ぶりに母と同居し、夫と3人で暮らし始めました。母なら、夫なら、分かってくれているはず。家族への甘えから、ついついわがままに振る舞っている自分を見つめて、反省しきりの毎日です。

このころは家庭裁判所に行くことがふえました。離婚をとりまく問題、家族の問題、高齢者・障害者の方の財産を守る活動、相続や遺言の問題…。日々の反省を少しでも事件解決に役立てることができればと、前向きに考えています。



弁護士 徳田 宣子
Aiko Tokuda

離婚事件が増加しているようで、私も離婚事件を多く担当しています。男性側の事件もありますが、多くは同性からの相談です。悲しい気持ち、悔しい気持ち、子どもへの愛情、生活の不安。どなたも様々抱えています。時々、「女性の弁護士さんでよかった。」と言っていたことがあります。そんなときは、「ああ、女で良かったかも。」と思ったりもします。

これからも依頼者の気持ちに寄り添える弁護士を目指していきたいです。

● 弁護修習を終えた感想



司法修習生
平井 徳秀

私は、3月から6月にかけて3ヶ月間、ちくし法律事務所において弁護修習をさせていただきました。

最初は不安でいっぱいでしたが、指導担当の浦田先生をはじめ他の先生方、事務局の皆さんに親切・丁寧に指導していただき、すぐに慣れることができ、毎日楽しい日々を送ることができ、あつという間の3ヶ月でした。

先生方と事務局の皆さんの仕事を身近で接してみても、弁護士志望の私としては、近い将来自分がこんな風に仕事ができるのかなど不安にもなりましたが、反面、曖昧であった自分の目指す弁護士像というもの徐徐に具体的に生まれてきたような気がします。

短い期間でしたが、ちくし法律事務所での修習は、いつになっても忘れることができないでしょう。

● 退所のごあいさつ



川波

この度、ちくし法律事務所を退所することになりました。先生方をはじめ、皆様には大変お世話になりました。この6年間、日々刺激を受け、貴重な時間を過ごすことができました。

今後は新しい家族との生活にあたふたする日々になると思いますが、楽しみながら、時には事務所での思い出に浸りながら頑張ります。

ありがとうございました。

● 入所のごあいさつ



柴田

(浦田弁護士秘書)

本年度から新しくちくし法律事務所の一員になりました。大学では自分が趣味としてずっとテニスをしていたということもあり、大学テニスの大会運営役員などの活動をしていました。そこで培った根性を糧にこれから頑張っていきたいと思っています。

ちくし法律事務所

☎ 092-925-4119

FAX 092-925-4127

受付時間 9:00~17:30 土・日・祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



http://www.geocities.jp/chikushi_lo/